

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスに関し、経営上の最も重要な課題の一つと位置付け、すべてのステークホルダーに配慮しつつ、経営管理組織・体制を整備し、経営効率の向上、経営監視機能の強化、法令遵守の徹底に取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ジェーピー モルガン チェース バンク 380055	25,342,736	11.25
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	13,819,071	6.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	8,880,100	3.94
日本生命保険相互会社	8,030,457	3.56
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,766,100	3.00
株式会社京都銀行	5,260,023	2.34
明治安田生命保険相互会社	5,240,900	2.33
株式会社滋賀銀行	3,551,058	1.58
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカUNT	3,140,847	1.39
株式会社みずほ銀行	3,000,458	1.33

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明更新

・当社は、自己株式13,557千株を所有しておりますが、当該株式には議決権がないため上記大株主の状況から除いております。

・上記所有株式数のうち、信託業務に係る株式数については、当社として把握することができないため記載しておりません。

・キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー及びその共同保有者から平成26年9月9日付で大量保有報告書の変更報告書の提出があり、平成26年9月2日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社としては同社の実質所有株式数の確認が出来ませんので、上記大株主の状況には含めておりません。その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

【氏名又は名称 (所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)】

キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー (36,767千株、16.3%)

キャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニー (1,884千株、0.8%)

キャピタル・インターナショナル株式会社 (881千株、0.4%)

キャピタル・インターナショナル・リミテッド (447千株、0.2%)

<合計 39,980千株、17.7%>

・三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者から平成25年8月6日付で大量保有報告書の変更報告書の提出があり、平成25年7月31日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けましたが、当社としては同社の実質所有株式数の確認が出来ませんので、上記大株主の状況には含めておりません。その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

【氏名又は名称 (所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)】

三井住友信託銀行株式会社 (7,984千株、3.5%)

日興アセットマネジメント株式会社 (808千株、0.4%)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 (454千株、0.2%)

<合計 9,247千株、4.1%>

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3 月
-----	-----

業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社グループには上場子会社があり、上場企業としての自主性・独立性を尊重しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
棚橋 康郎	他の会社の出身者				○				○	
吉原 寛章	公認会計士				○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
棚橋 康郎	○	東京証券取引所が規定する独立役員に指定しております	当社に対して独立性を有しており、経営者としての高い見識と豊富な経験を当社の経営に活かすため
吉原 寛章	○	東京証券取引所が規定する独立役員に指定しております	当社に対して独立性を有しており、グローバル企業への豊富なコンサルティング経験と会計の専門家としての高い見識を当社の経営に活かすため

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

社外監査役を含む監査役及び監査役会は、監査役監査の実効性を確保するために内部監査部門(内部監査室)に対し監査役会の監査方針及び監査計画を示すとともに、内部監査室より内部監査計画、実施状況、その他内部監査制度に関する事項について報告を受け、両者の監査の妥

当性について協議するなど、内部監査室と定期的かつ緊密な連携をとっております。

独立した組織として内部監査室は、各業務機能を主管する部門（総務・人事・経理部等）とともにリスクを評価し、当社グループの内部統制の有効性について監査を実施しております。

また、会計監査人は社外監査役を含む監査役及び監査役会との定期的な会合を持ち、監査計画や実施状況を報告するなど緊密な連携を取っております。さらに監査役は会計監査人の往査へ同席することにより、効果的な監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
豊田 正和	その他				○				○	
中西 倭夫	学者								○	
西川 和人	その他				○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

a 親会社出身である

b その他の関係会社出身である

c 当該会社の大株主である

d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している

e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である

f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである

g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている

h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
豊田 正和	○	東京証券取引所が規定する独立役員に指定しております	当社に対して独立性を有しており、主に経済産業分野の専門家としての見地と豊富な経験を当社の監査に活かすため
中西 倭夫	○	東京証券取引所が規定する独立役員に指定しております	当社に対して独立性を有しており、会計の専門家としての高い見識を当社の監査に活かすため
西川 和人	○	東京証券取引所が規定する独立役員に指定しております	当社に対して独立性を有しており、税務・金融分野の専門家としての高い見識を当社の監査に活かすため

【独立役員関係】

独立役員の人数	5名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、会社法等の要件のほか当社独自の要件も加えた「独立役員選任基準」を定めております。この基準を充たす社外役員すべてを独立役員に選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

平成14年から平成17年にかけてストックオプションを4回発行していましたが、平成23年7月31日で行使期間が全て終了いたしました。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

事業報告では、役員に支払った報酬その他の職務執行の対価である財産上の利益の額を取締役及び監査役ごとに区分して、それぞれの総額と員数を開示しております。

また、有価証券報告書では、社外取締役を除く取締役、社外監査役を除く監査役、社外取締役及び社外監査役を合わせた社外役員に区分し、区分ごとに、報酬の総額と報酬等の種類別の総額及び員数を開示しております。

平成25年度の報酬等の総額は、取締役(社外取締役を除く)6名に対し263百万円、監査役(社外監査役を除く)3名に対し46百万円、社外役員5名に対し43百万円です。

上記の報酬等の額には、平成25年6月27日開催の第77回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、監査役1名の報酬等の額を含んでおります。

取締役の報酬限度額は年額600百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬は、グローバルな競争力を有する電子機器および部品メーカーの経営者層に対する報酬としてふさわしいものとし、同業他社と比較しても優秀な人材を確保することができ、業績向上に対する士気や意欲を高め、企業価値の増大に資することのできる制度・水準とすることを基本方針としております。

取締役の報酬等に関する事項についての決定プロセスは、客観性、透明性を高めると共にコーポレートガバナンスの向上を目的に、社外取締役2名を含む4名の取締役で構成される報酬諮問委員会を設置し、同委員会での審議を経た答申について取締役会で決議することとしております。

なお、社内取締役に対する報酬については、月例報酬および業績連動報酬(役員賞与)から構成されており、月例報酬は各取締役別の固定報酬とし、取締役としての固定部分と、各取締役の業務執行部分や職責の重さ、前期業績等を考慮した部分から成るものとしております。業績連動報酬(役員賞与)の総額は、当社の業績に応じて決定し、各取締役への配分は、各々の業績貢献度を考慮し決定しております。また、社外取締役に対する報酬については、月例報酬のみとしております。

監査役に対する報酬については、月例報酬のみとし、監査役の協議により個別の固定報酬として決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては総務部が、社外監査役に対しては監査役室スタッフが、その活動を補佐しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査役会設置会社であり、取締役7名(社外取締役2名)、監査役5名(社外監査役3名)の体制となっております。社外監査役は昭和46年に、社外取締役は平成13年に導入し、比較的早い時期から「外部からの視点」を確保することで、経営の透明性を高めてきています。

また、平成12年に執行役員制度を導入し、監督機能と業務執行機能の一層の強化を図っております。これによって取締役会は本来の機能である経営方針及び重要な業務執行の意思決定と取締役の職務の執行に対する監督を行い、執行役員は日常の業務執行を行う体制をとっております。また、取締役会、代表取締役の意思決定を補佐する審議機関として、役付取締役及び取締役兼業務執行役員で構成する経営執行会議を設置し、社内規定に定めた経営案件について、審議する体制を敷いております。さらに、役員報酬に関して、役員報酬制度の検証、見直し、改革を進めていくために、社外取締役を含む報酬諮問委員会を、取締役会の諮問機関として設置しております。

監査役会は、監査の方針、監査計画を定め、それらに基づき監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、当社の業務や財産状況の調査により、取締役の職務執行の適法性及び妥当性に関する監査を行っております。なお監査役の中には、財務及び経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者を含んでおります。

さらに、会社の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の維持並びに継続的改善を図るために内部統制管理委員会を設置するとともに、CSR経営を継続的かつ計画的に推進するためにCSR統括委員会を設置し、コンプライアンス推進委員会、リスク管理委員会等を統括しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記「現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要」に記載のとおりです。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間程度前の発送を基本としており、平成26年度は6月27日開催に対して、6月3日に発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	パソコン、スマートフォン及び携帯電話からインターネットに接続して、議決権の行使が可能となっております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家向けに議決権電子行使プラットフォーム(ICJ)に参加しております。招集通知は、和文・英文ともに、ICJへの掲載を行っております。
招集通知(要約)の英文での提供	英文の招集通知を作成し、和文の招集通知と併せて、東京証券取引所、ICJ及び当社ウェブサイトへの掲載を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャー・ポリシーを制定し、情報開示の方針、方法等について定めております。またディスクロージャー・ポリシーは、当社ウェブサイトに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	・社長による会社説明会を年1回実施しております。 ・担当役員による決算説明会を四半期毎に年4回実施しております。 ・会社説明会の発表資料、決算説明会の発表資料(和英)は、当社ウェブサイトに掲載しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	・社長による会社説明会を年1回、欧米で実施しております。 ・会社説明会の発表資料(英語)は、当社ウェブサイトに掲載しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	・当社ウェブサイトアドレス: http://www.murata.co.jp/ ・「投資家情報」で、決算短信、決算説明会資料、会社説明会資料、有価証券報告書、アニュアル・レポート、長期財務データ、適時開示情報等を掲載しております。 ・ディスクロージャー・ポリシーを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	・IR 担当部署: 経理部(事務連絡責任者: 経理部長 西田 吉宏)	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	CSRレポートを発行し、ステークホルダーとの関係についての当社の考えを述べています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境憲章を制定し、グループ全体の環境方針を定め、実施に努めています。また、「CSR憲章」を制定し、法令の遵守はもとより、高い企業倫理観にもとづき、透明性の高いガバナンス、人権尊重、安全衛生、社会貢献、環境保全などに取り組むことにより、社会から信頼される企業であり続けることを目的として、CSR経営を推進しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャー・ポリシーを制定し、情報開示の方針、方法等について定めています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスに関し、経営上の最も重要な課題の一つとして位置付け、会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針を、取締役会において以下のとおり定めております。
これに基づき、すべてのステークホルダーに配慮しつつ、経営管理組織・体制を整備し、経営効率の向上、経営監視機能の強化、法令遵守の徹底に取り組んでおります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 社外取締役を選任し、取締役会の業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督機能を強化します。
- (2) 内部統制システムの整備状況と運用状況を評価する委員会組織を設置し、内部統制システムの維持並びに継続的改善を図ります。
- (3) 企業の社会的責任を果たすため、コンプライアンス、リスク管理、環境等に関わる各種の委員会組織を設置するとともに、これら組織を統括する委員会組織を設置し、整合性の取れた全社的なCSR経営を継続的かつ計画的に推進します。
- (4) CSR活動の推進を担当する組織を設置する。当該組織は、CSRに関わる委員会組織と連携し、CSRの社内への浸透と社外への一元的対応を行います。
- (5) 取締役、執行役員及び使用人が法令及び定款に従い、より高い倫理観に基づいて事業活動を行うため、企業倫理規範・行動指針及びコンプライアンスに関する規定を制定し、周知徹底するとともに、制度の整備及び遂行を図ります。
- (6) コンプライアンスに関する問題を適切に処理するため、通報受付窓口を社内・社外に設置するとともに、通報者に不利益が生じないように措置を講じます。
- (7) 反社会的な活動や勢力には毅然として対応し一切関係を持たないこと、反社会的勢力等から不当な要求を受けた場合には金銭等による解決を図らないことを企業倫理規範・行動指針に明記し、当該規範・指針に基づき適切に対応します。
- (8) 独立した内部監査部門を設置し、内部統制システムの有効性を評価・モニタリングします。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役会等の議事録、稟議書その他の取締役の職務の執行に係る重要な文書は、所定の社内規定に基づき、保存し、取締役及び監査役が適宜閲覧できるようにします。
- (2) 文書の保存及び管理を統括する組織を設置します。当該統括組織は、文書の保存及び管理に関する基本的な事項を社内規定に定め、前項に掲げる文書が適切に保存及び管理されるよう全社的な指導を行います。
- (3) 会社情報の適時開示の必要性及び開示内容を審議する会議体を設置し、会社情報を適時適切に開示します。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- (1) 各業務機能を主管する部門ごとにリスク管理を行います。
- (2) リスク管理に関する委員会組織において、全社的なリスク管理体制・施策等の審議を行うとともに、事業活動に関係するさまざまなリスクへの対応を検討・実施・推進します。
- (3) 全社的なリスク管理を担当する組織を設置します。当該組織は、リスク管理に関する規定を整備し、リスクの把握、評価、対応等に関し、各業務機能を主管する部門における進捗状況についてモニタリング等を通じて指導・提言を行います。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 長中期の方針、並びにこれに基づく単年度の方針、予算及び実行計画を策定し、それらの進捗管理及び達成状況の確認を行います。
- (2) 執行役員制度を導入し、経営方針及び重要な業務執行の意思決定と日常の業務執行とを区分することで、監督機能と業務執行機能を強化します。
- (3) 適正な意思決定を行うため、所定の社内規定に定めた事項に関する決裁は、IT(情報技術)を活用した稟議手続により関係する取締役、執行役員、重要な使用人の審議を経て行うこととします。
- (4) 取締役会、代表取締役の意思決定を補佐する審議機関として、役付取締役及び取締役兼業務執行役員で構成する経営執行会議を設置します。
経営執行会議は、所定の社内規定に定めた事項について、審議し、また報告を受けます。
- (5) 業務執行の状況に関する各種の情報を、定期的にあるいは随時、関係する取締役、執行役員及び使用人に提供し、共有する仕組みを、ITを活用して構築します。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、当社グループにおいて、経営の基本理念としての社是を共有するとともに、企業倫理規範・行動指針及びコンプライアンスに関する規定を周知徹底します。
- (2) 当社グループにおいて、意思決定に関する規定及び手続を定めます。これらに基づき子会社と、子会社の事業運営について協議し、また、当社グループの事業運営に関する各種情報を共有します。
- (3) 当社の各業務機能を主管する部門は、業務が適正かつ効率的に行われるよう各業務の枠組み、処理手続、判断基準を定めるとともに、子会社に対し、必要に応じて適切な指導を行います。
- (4) 内部監査部門は、当社グループにおける業務が法令、社内の規定等に基づいて、適正かつ効率的に行われていることを評価・モニタリングします。
- (5) 各子会社が、それぞれの事業内容・規模に応じて適切な内部統制システムを整備、運用するよう指導します。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助するため監査役室を設置し、相当数の専任の使用人を配置します。
- (2) 監査役室の使用人は、取締役の指揮・命令を受けないこととします。また監査役室の使用人の人事に関する事項について、取締役は監査役と協議し、同意することとします。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役、執行役員及び使用人は、監査役に対して、経営執行会議等の議事録・資料、稟議書、業績等の定期報告文書を提出し、また、企業倫理規範・行動指針に違反する恐れのある事実、リスク及びリスク管理の状況、内部通報の状況と通報内容、並びに外部公的機関等による監査の結果について報告します。
- (2) 前項のほか、取締役、執行役員及び使用人は、監査役の求めがあるときは、随時求められた文書等の提出あるいは報告を行います。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役は監査役が重要会議に出席できる環境を整備します。
- (2)取締役及び使用人は監査役会が毎年策定する「監査計画」に従い、実効性ある監査が実施できるよう協力します。
- (3)内部監査部門は監査役との連携に努めます。
- (4)取締役及び使用人は監査役と会計監査人との連携に際し、監査役の求めに応じ、協力します。
- (5)代表取締役等は監査役と定期的に会合を持ち、情報交換に努めます。
- (6)取締役及び使用人は、監査役が弁護士、会計監査人に対し、意見聴取する際には、監査役の求めに応じ、協力します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では「企業倫理規範・行動指針」において、「反社会的な活動や勢力に対して毅然とした態度で臨み、金銭等による解決ははからないこと」を約束し、「お取引のしおり」においては、「仕入先様へも反社会的勢力と関係のある企業とは取引をしないことを求め」、当社のみならず仕入先様含めたサプライチェーンにおいて社会的責任を果たしていく姿勢を明確にしています。

また、この反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観点から、社内での対応部門を総務部とし、組織全体で対応する体制を整えております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

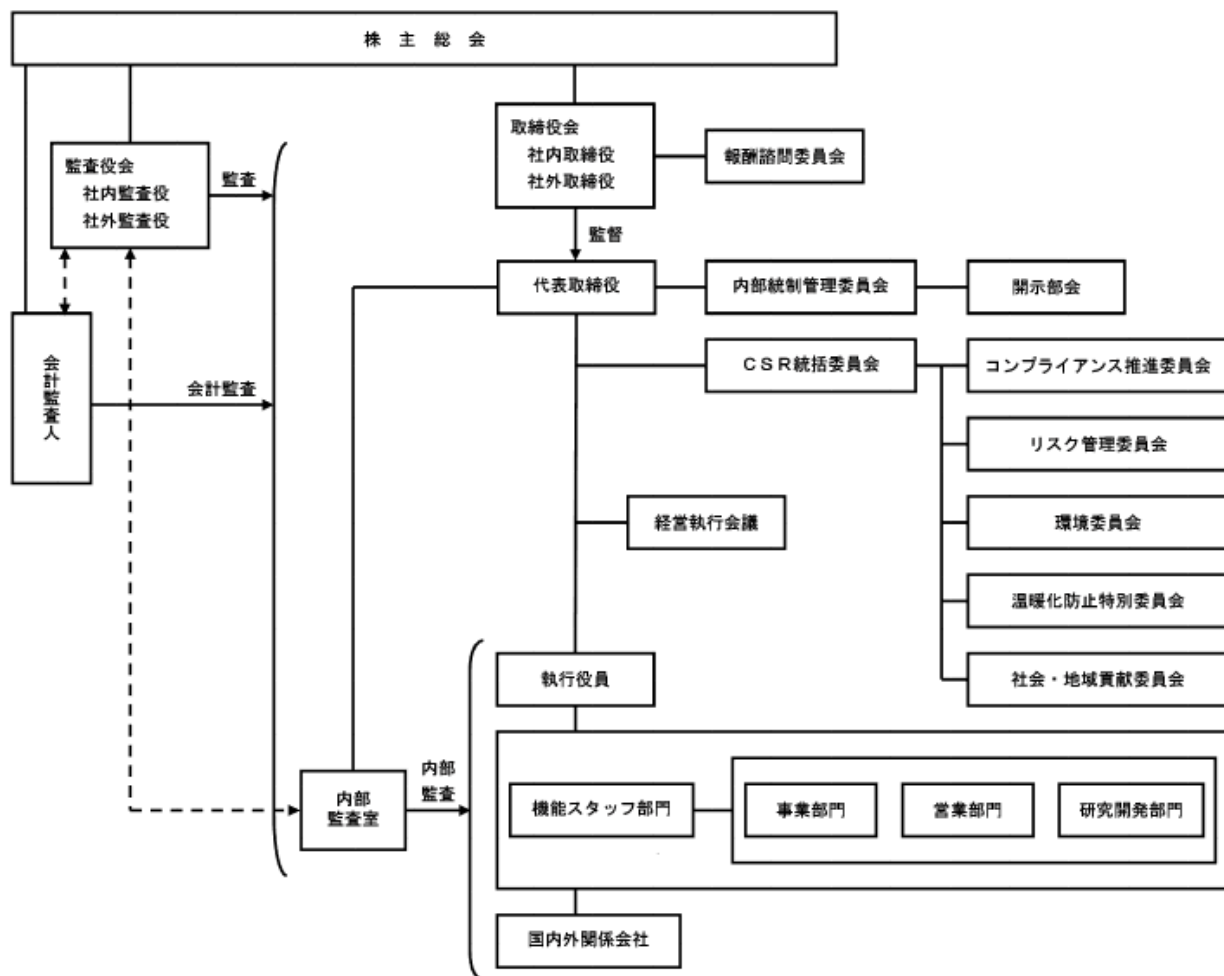
該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

【参考資料: 模式図】

業務執行・監視及び内部統制の仕組み



【参考資料: 模式図】

適時開示体制の概要

